

日本封建制と寺院(後編の一) : 興福寺の場合

竹内, 理三

<https://doi.org/10.15017/2339044>

出版情報 : 史淵. 41, pp.41-69, 1949-10-10. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

日本封建制と寺院

(後編の一)

— 興福寺の場合 —

竹 内 理 三

本稿は、去る昭和二十二年の秋東京大學史料編纂所の一所員として、同所々員主催の日本歴史講座においてなした「日本封建制と寺院」と題する講演において、時間の都合上述べ得なかつた演題の後半部の部分である。

筆者はこの講演において日本における封建制の成立史上における寺院の歴史的立場を考察した一般論をのべたのであるが、(この部分は、同時に行はれた他の諸講師の講演と共に何れ出版される予定である。)本論はその具体的な事例としての興福寺をとり上げたものである。興福寺のこの方面については諸先輩諸同學―特に圭室謙成氏・永島福太郎氏―によつて多く論ぜられていたので、本稿も亦これら諸氏の研究に負うところが少くない。またこれが、一般論につづく具体的事例としてのべたものであるので、一般論と相照應すべきものであり、従つて本稿の叙述中前者との重複をさけたところもあつて、本稿のみでは、稍論述の不十分な点もあり、また一般論の裏付けのため言はでもよいことに言を費した点もあるが、これは、兩者一貫したものを別々に發表したためであることを御諒解ねがいたい。

(一)

わが國に佛教が傳來した初めに、中臣氏は物部氏と並んで排佛派の一巨頭であつたとつたへてゐる。この

ことは古代から神への奉仕を世職としたとつたへる同氏の立場としては充分首肯出来るところである。しかし佛敎傳來初期の排佛論は、氏族政治末期の氏族争覇の一つの機會であつたにすぎず、中臣氏も間もなく佛敎信者の列に加つたのである。興福寺緣起によれば、中臣鎌足は蘇我氏討滅に當つて願を發し、釋迦丈六像と脇侍菩薩兩軀とをつくつて山城宇治郡山階里の私第に安置したが、この寺の初まりであるとつたへる。彼の牛存中はこれは持佛堂たるにとどめて伽藍の規模にまで擴大することを肯んじなかつたが、彼の歿後、その室鏡女王が、これを伽藍とし、地名に因んで山階寺と號した。都が近江大津京から、大和國高市郡にうつされたとき——壬申亂の結果である——藤原氏も京移るに伴つて、寺を大和の厩坂に移して厩坂寺と號した。さらに平城食都とともに、藤原不比等は、平城京々東の地に移して、興福寺と號した。その地は平城京の京東三條七坊の地に方四町を占め、ほぼ當時の一般寺院と同じ寺域を占めたのである。(當時のいわゆる官大寺ははるかにこれより廣大な寺域を占めた。)このころまでは、この寺は藤原氏によつて支へられた一私寺にすぎなかつた。しかしこの頃寺院の私的性格が揚棄せられて、その編成替へが行はれ、私寺の整理が進められたが、興福寺の支持者である藤原氏が、新官僚貴族としてその勢力を得つつあつたころであり、とくに藤原氏出身である藤原光明子の信仰と相俟つて、本來藤原氏の氏寺にすぎない興福寺の私的性格は、そのまま公的性格を帯び、やがて私寺でありながら官大寺に列するに至つた。元來、官大寺の制は、天武九年四月の詔によつて確立せられたもので、この詔に「凡諸寺者、自今以後、除爲國大寺二三以外、官司莫治、唯其有良封者、先後限三十年、若數年滿三十則除之、且以爲、飛鳥寺不可闕于司治、然元爲大寺而官司恒治、

復舊有功、是以翁入官治之例」とあるやうに書紀、官司治むるところの寺であり、官司治むるとは、食封の問題が言及してあるやうに、經濟的保證を内容として含んでゐたのである。この詔の出た翌月には、勅して施純絲布を以て京内二十四寺に施おくること各差ありとあるから書紀、決して當時官の保護を受くべき寺が、二三にとどまらなかつたことは明かであり、大寺を二三にとどめられたことは、大寺の教界における懸絶したその地位を示すものであらう。大寶三年二月太上天皇(持統)の七七日忌に、使を四大寺及び四天王寺山田寺等三十三寺に遣はして齋を設くとみえ、その前月の二七日に當る日には、太上天皇のために大安・藥師・元興・弘福の四寺に齋を設くとあるから書紀、この四ヶ寺が、當時の大寺であつたと思はれる。然るに天平七年五月には、災害消除國家安寧のために、宮中及び大安・藥師・元興・興福の四寺に大般若經を轉讀せしめた。思ふに興福寺が官大寺に列するに至つた時期を示すものであらう。

かやうな興福寺の地位の變遷は、その寺領にも反映した。最初の寺領は、山階寺或は既坂寺時代のものとしては全然所傳がなく、興福寺となつて漸く本願藤原不比等の施入になる大和國百四十八町余の根本寺領を有するにすぎなかつた延久二年興福寺資財帳。ところが公的性格を得て官大寺に列して後には、天平勝寶元年には一千町歩の墾田所有を公認された續紀。この田積は、東大寺の五千町、元興寺の二千町につき、大安寺・藥師寺・法華寺と額を等しくするものであるが、これら諸大寺が何れも皇室との關係において成立したものであるのに反して、興福寺のみは、藤原氏の氏寺たるの成立を考へれば、その破格の地位にあることを知るべく、而してこれが皇后光明子との關係によるものであることが察せられる。しかしこの一千町歩の寺領は、他の諸

大寺の場合と同じく、邊境地區において充てられ、越前と後の加賀の地方におかれたため、充分な發達をみることなく、九世紀初頭には、一旦收公される有様であつた^{三代}。恐らく興福寺は、官大寺として公的性格を帯びると共に、その主とする法相宗の隆盛によつて、奈良時代のいはゆる僧綱政治の本源地と化した觀を呈したのであつたが、不比等以後の藤原氏は、むしろ反僧綱的立場をとつたことにより、奈良朝末の僧綱政治終末と共に、興福寺の立場も著しい變化を受けずにはゐられなかつたであらう。この際、この寺が他の南部諸大寺と異つて、藤原氏の氏寺として成立したといふことは、この轉換を容易ならしめた。

興福寺領の再編成は、九世紀末から十世紀初にかけて行はれたのであるが、その過程を明瞭にする史料を缺いてゐる。わづかに弘仁八年藤原冬嗣が、先考内膳のために始めた法華會、承和十三年藤原良房が先考先妣の忌日に始めた長講會をめぐる、備前國鹿田莊の寺領化の過程によつて、その一斑をうかがひ得るにすぎない。鹿田莊は、現在は岡山市に編入されてゐる市の南方にあたる地域を占める莊園である。いつ頃から藤原氏の所領となつたかは明らかでないが、弘仁八年冬嗣が、亡父のために法華會を始めたのち、その料米七十二石六斗五升五合は、この莊の地子を用ひることに定め、ついで長講會が始まると、その料米百五十石も亦この莊の地子米が用ひられた^{興福寺縁起}。併せて二百二十余石の地子米は、當時の慣例から算出すれば、礎米千百余石にあたる。かうして初めはその地子米の一部を寺の用に充ててゐたのであるが、やがては莊司寄人の居宅三百余烟を數へるに至つた。寛平二年藤原菅根らは、藤原莊・田代莊を興福寺に施入したが、その願文に「藤原莊、曾祖父故從四位上黑麻呂朝臣之牧也、墾闢爲治田也、田代莊、始自曾祖父至于祖父故從五位下春

繼朝臣、其間往々冒得以爲私業也、先考故從四位上良尙朝臣相承管領也、菅根等先人生平被過庭之訓云、件兩箇庄、先君有命、可施入興福寺云、昔先君於此藤原庄寢居、即遺命云、病深膏肓、命迫旦暮、若有不諱、葬此庄中、汝生時我無慮、若其後子孫非其人、轉爲他人之地、恐令牛羊踐我墳墓、須汝世即施入興福寺者、仍隨遺命葬件庄中、今我命祿頗叶、得免飢寒、須隨先君本意、施入彼寺、比作此念、不意遷化、今菅根等、敬隨祖考之命、施入件等庄田」とて、田代莊を維摩會の費用に充て、藤原莊を聖衆の供給に奉るとのべてゐる前編。朝野群參照。この願文の示すところは、よく貴族の莊園が寺院に集中する所以を物語つてゐる。かうして興福寺は寺家において行ふ法會を中心として次第に寺領を吸収した。平安末期には維摩會・法華會・長講會・慈恩會・佛生會・萬燈會・常樂會・報恩會・三藏會・心經會・方廣會・淄州會のいわゆる興福寺十二大會が成立し、この會を根本としてなほ多數の法會が設けられ、それぞれについての料所が設定せられたのである。興福寺諸會の起源沿革等については成。實堂文庫所藏類聚世要抄に詳しい。

(二)

興福寺領の増加は、この寺が春日社領の管領を行ふやうになつてから、特に著しかつた。中世では自明な事柄であつたこの兩者の關係は、必ずしも春日社興福寺兩者の創立以來のことではなかつた。春日莊の創立は興福寺ほど明瞭でなく、神護景雲二年の鎮座とつたへる社傳も後世のつたへであるので確實でなく、現在では、奈良・京都後間もなく藤原不比等の手によつて鎮齋せられたものであらうと推定されてゐる。然しこれ

とても、興福寺との關係から推測せられたものに過ぎず、興福寺が官大寺の列に加へられたのが天平初年であるのに對して、春日社の官社に列したのは天平勝實以後のことである。宮地直一博士神道論攷第、都が長岡に

遷れば大原野社が、平安京が奠まれば吉田社と、春日明神は、都のかはる毎にその近傍に勧請せられ、藤原

氏の氏神として兼ねて官祭に預つたのであるが、奈良の春日社は、都が奈良の地を去り、氏人たる藤原氏が奈良の地を去つて以後も、藤原氏の氏社及び春日社の宗社として大原野・吉田兩社に懸絶した崇敬を集めて

ゐたことは、この社が藤原氏の宗祖たる藤原不比等の勸請になるものであることが預つて力があると考へられる。興福寺も亦不比等によつて興されたことが、平安時代に法性寺・法成寺等いわゆる藤原氏の氏社と考

へられた寺々がつくられたに拘はらず江談抄、興福寺のみが全藤原氏の信仰を集め得た重要な原因であらう。

春日社と興福寺のかやうな立場が、この兩者を結びつけるに至つたものと考へられる。——勿論この兩者の地理的位置の近接も一要因たるを失はないであらうが——。元來興福寺は春日社の神宮寺ではない。永島福

太郎氏によれば、興福寺と春日社との關係は、その創立年代である平城奠都後開もなく生じたと考へられ易いが、春日社には独自の神宮寺の創建もあつたのであつて、興福寺が春日社の實權を掌握したのは、かなり

の時日要したやうで、いわゆる攝關時代に入つてであらうとされてゐる。阿氏著「奈良文化の傳流」第一。康

平三年春日祭使並びにその從類が寺家近邊の領地に寄宿して魚鳥の饗饌を用ひざらんことを定めて、「當寺是藤原之氏寺也、彼社又藤原之氏社也、當寺以法施奉增明神之感光、彼社加冥助、可攝僧侶之妖氣」と稱し

てゐるのは、本朝續文粹十一卷春日祭使、己下不可用魚鳥饗饌定文、王法佛法相關の思想の類型ともみられ、兩者の結合を示すものではある

が、しかもなほ同文の中に「祭用魚鳥、齋忌僧侶」といひ、「自今以後、件祭使並從類、來宿佛地之人、若用肉食、宜加制止、若不從制旨、不可令寄宿」と斷じてゐるのをみれば、なほ兩者の間には毅然たる一線が劃されてゐることがうかがはれる。しかるに、寛治七年初めて春日神木を擁して興福寺大衆が入浴したときの奏狀には、

興福寺僧綱大法師等誠惶誠恐謹言、請被殊蒙處分、任傍例行罪科近江守爲家朝臣損亡春日御社市御莊打凌
神人兼禁獄狀、右謹檢舊記、當社者、靈異揭焉之處、鎮護國家之砌也、我大日本國者依天照大神勅天兒屋
根命之扶持力也、是以上衛王室、下撫民家、朝庭低頭、黔黎束手、日本九州之域盡皆賴其扶持、海內萬民
之輩、莫不仰其威重、就中大纒冠建立釋迦像、淡海公草創興福寺者、爲盛王室全社稷也、自爾以降代々帝
王皇后皆出此氏、春日明神守護興福寺、興福寺扶持春日明神、云寺云社、處一代同、社慈即寺慈也、爰近
江國蒲生郡市御莊者、爲當社之領、致節供之勤、而守爲家朝臣僞雇官使、副放私使、損亡莊家、禁獄神
人、思其罪愆、可處罪科、(○中略)況乎社頭頻鳴、山谷屢響、神異萬數、靈樞千變、加之三面僧房圍鑽仰之
窓、東西佛堂響禮誦之聲、悲哉四百餘歲傳燈佛法、當於此時將以淪廢焉、望請鴻恩、因准傍例、高階爲家
處遠流罪、子孫家族被停其官者、將仰神威之不輕、彌知憲章之有由矣、誠惶誠恐謹言、○扶桑略記
治七八十二條
即ちこの時の興福寺大衆の入浴は、全くその因を春日社領の問題に發したものであつたが、これを興福寺
が「寺と云ひ社と云ひ、處一にして代同じ、社の慈は即ち寺の慈なり」と、二者一体たることを揚言して自
らの問題として大衆入浴すら行つたのである。桃花葉葉に、日吉の神事は山僧を忌まず他僧を忌む。春日の

神事は奈良法師を忌まず自余の僧尼を忌む。専ら其の理なしといへども古來用ふるところ此の如しと説いてゐることが、平田俊春氏の指摘する如く、平安末期以降神佛習合のすゝむにつれて、神宮寺がその本社を管領する一般の風潮により、興福寺の政治力は春日社をはるかにしのいで、春日社領をも管領するに至つたのである。

元來、春日社は、鹿島社を本社として分祀したものである關係上、その初めは鹿島社の神封を割いて、その經費に充てゝゐたのであつて、社領のみるべきものはなかつた。新抄格勅符抄に春日神の神封二十戸をあげてゐるが、これは天平神護元年常陸國鹿嶋社が寄せ奉ると註してゐる。同書に收めてある延暦二十年九月二十二日の太政官符には、さきの春日神封二十戸（常陸國）すら停止して、鹿嶋神封調布三百端、香取神封調布二百端庸布六百端商布六百端麻六百斤紙六百張を割いて春日祭料に充てゝることを定めてゐる。社領として最初に史料に現はれるのは、治安元年後一條天皇の春日行幸の報賽として寄進された添上郡である。日本紀略これとても中郷及び楊生郷の二郷の中の神寺所領及び諸司要劇田等を除いたものであつて、その應輸物を以て春日祭春秋二季の祭祀、神殿雜舍等の修造、社司の食料衣服並に臨時巨細の料とせられたものである。根津美津館所藏文書治安二・十二・一官要するに春日社領の急速な増加は、興福寺に接近することによつて藤原氏の氏符（平安遺文二ノ四八九號）神としての權威を強化した平安中期以降のことであり、康和二年に、後白河上皇は春日社頭における毎月不退一切經轉讀料所として施入せられた越前國河口莊のごときは、その代表的なものであり、新莊・新・關・玉見・大口・兵庫・本莊・細呂宜・荒居・溝江の十郷にわたり、合せて千百六十七町八段二百歩に及んでゐる。

同氏「平安時代の研究」、
所收「強訴の研究」

る河口庄田地引付。弘安十年檢注。このほか春日社が藤原氏の宗社たるの地位を占めた關係上、藤原氏一族の下地寄進、上

分寄進など頗る多く、とくに藤原氏の宗家としての攝關家領の上分寄進は著しい。春日社が藤原氏の宗社であるとの意識は、藤原氏が數多くの支家を派生した平安中期以降において著しく強化したが、それと同時に、氏の長者たる攝關家の宗社祭祀權についての自覺も強化した。社傳によれば、長曆元年藤原賴通が、添上郡楊生・大楊生・邑地・坂原の四郷を神供料所として寄進し、永久二年には藤原忠實によつて日次御供が備進せられ、數年後には藤原忠通が旬御供料を備進し、壽永二年に藤原基通は朝御供料所として攝津垂水西牧を寄進した如きは永島福太郎氏前掲、書第一篇第三節、何れも氏長者として行つたものであり、この自覺のあらはれと見られる。従つてこの自覺が強まれば強まるほど、攝關領の春日社寄進は、その數を増したのである。そのすべて

についての正確な追究は不可能であるが、一例として薩隅日三ヶ國にまたがり、八千町歩を越える島津莊をあげよう。この莊は、後一條天皇の萬壽年間に、大宰大監平季基が、その弟平判官良宗と共に、日向國諸郡島津の地に來つて無主の荒野を開墾し、庄號を立て、宇治關白藤原賴通に寄進したことに始まるといふ。

平季基は、刀伊賊入寇の際に武功を立てた大宰官人平爲賢らの一族と推定せられ、日本紀略によれば、長元三年正廿三

條、上京して左衛門陣に候したこともある。恐らくこの上京中に攝關家に取入り、之を攝關家に進めて、その威を借りて莊の經營につとめ、これが次第に發展したものであるが、これが平安末には近衛家につたへられ、春日社を本家と仰ぎ、近衛家を領家とする莊園となつた鹿兒島縣史第一、卷第三篇第八章。たゞその時期は明確でないが、

その動機については、鹿兒島縣史では、攝關家が本莊を免租地とするために、之を其の氏神たる春日社に奉

つたと考へてゐるけれども、必ずしもしか解する要はなからう。かくて西は九州南端の島津莊から、東は下野仲村莊に至る殆んど全國に散在する社領の成立をみたのであるが、然し、河口莊の場合、これが料所として充てられた春日社毎日不退一切經轉讀が、大乘院本願隆禪によつて始められた因縁によつて大乘院の管領するところとなり、島津莊は、長谷場系圖に「上古者依爲春日社領、南都一乘院令下知畢」とある如く、一乘院門跡が後述するやうに近衛家出自のものが多くなつた關係から、一乘院の下知の下に入り、搦津垂水西牧の牧務職の補任が興福寺の推舉によつて行はれた如く前掲永島氏著、すべて興福寺の管領するところとなつた。中世においては春日社領は兼興福寺領であり（但しこの逆は必ずしも成立しない）、應永二年足利義滿が大和宇智郡を春日社に寄進した寄進狀に「當國宇智郡所奉寄進春日社也（○中）、於下地者付當門跡（乘院）可令管領給」永島氏前掲書所引略安寶集とあるやうな關係が、常態となつてゐたのである。

(三)

興福寺領の杉大な増加は、さらに寺院内部の貴族化と院家の發生によつて促がされることとなつた。

元來、官大寺には、その内部統制のために國家から任命される別當がおかれた。この別當は、官大寺制發生と同時にほしまつたものではなく、天平勝寶四年に僧良辨を東大寺別當に補したのが、その始まりである。（俗別當は發生を異にする）興福寺では、興福寺別當次第によれば、天平寶字元年五月に少僧都慈訓を別當に補したのを初代とする。以後、この寺の別當とその出自をみると、

- 一代慈訓(天平寶字元年 A.D.757補) || 船氏
 二代永嚴(寶龜十年 A.D.779補) || 山口忌寸
 三代行賀(延曆元年 A.D.781補) || 上毛野氏(大和人)
 四代修圓(弘仁十二年 A.D.821補) || 小谷氏
 五代隆慧(承和元年 A.D.834補) || (不明)
 六代壽朗(承和十四年 A.D.847補) || (不明)
 七代與昭(貞觀元年 A.D.859補) || (不明)
 八代孝忠(貞觀十三年 A.D.871補) || 菅原氏(伊勢人)
 九代房忠(元慶七年 A.D.883補) || 藤原氏(伊勢人)
 十代仙忠(寬平五年 A.D.893補) || 麻績氏(伊勢人)
 十一代眞覺(延喜五年 A.D.905補) || 多治氏(左京人)
 十二代基繼(延喜十五年 A.D.915補) || 紀氏(越前人)
 十三代平原(承平元年 A.D.931補) || 麻績氏(伊勢人)
 十四代空晴(天曆三年 A.D.949補) || 伊勢氏
 十五代助精(天德元年 A.D.957補) || 宮道氏
 十六代延空(應和元年 A.D.961補) || 佐伯氏(日向人)

十七代安秀(康保四年 A.D. 967 補) || (不明) (美濃人)

十八代定昭(天祿元年 A.D. 970 補) || 藤原氏 (左大臣師尹男)

十九代眞喜(永觀元年 A.D. 983 補) || 平氏 (伊勢人)

二十代定澄(長保二年 A.D. 1000 補) || 丹生氏

二十一代林懷(長和五年 A.D. 1016 補) || 大中臣氏 (伊勢人)

二十二代扶公(万壽二年 A.D. 1025 補) || 藤原氏 (左衛門督重扶息)

二十三代經教(長元八年 A.D. 1035 補) || 當麻氏 (大和人)

二十四代眞範(長久五年 A.D. 1044 補) || 平氏 (播磨守保昌子)

二十五代圓縁(天喜三年 A.D. 1055 補) || 高階氏 (春宮大夫業遠子)

二十六代明懷(康平三年 A.D. 1060 補) || 藤原氏 (山城守宣孝息)

二十七代頼信(康平五年 A.D. 1062 補) || 藤原氏 (甲斐前司頼經息)

二十八代公範(承保三年 A.D. 1076 補) || 平氏 (齋院長宮以康息)

二十九代頼尊(寛治三年 A.D. 1089 補) || 藤原氏 (右京大夫實康息)

三十代覺信(康和二年 A.D. 1100 補) || 藤原氏 (攝政師實息)

この別當歴代表が示すやうに、その初期においては、藤原氏の氏寺たることをいささかも暗示しない地方的な、あるひは下層的な卑姓小氏族のものによつて占められてゐたが、九世紀末になつて藤原氏出自のもの

が現はれ、次第にその數を増して十二世紀初頭の二十九代覺信に至つて、「貴種始也」と註せられ、貴種即ち攝關家出自のもの最初の別當が現はれた。覺信は攝關師實の子息であり、彼の別當補任は、貴族子弟の寺院進出に一段階を劃したのである。彼の俗弟玄覺は、同じく興福寺の一乘院に入室し、天治二年(A.D.1135)第三十二代及び長承元年(A.D.1132)第三十四代の別當に再任し、更に一人の俗弟尋範は、大乘院に入つて長寛二年(A.D.1164)第三十九代の別當に補せられてゐる。これ以後、若干の例外はあるにしても、興福寺の別當職は、貴種及び良家(公卿家)の子弟によつて占められた。

かやうな貴族子弟の別當就任は、決して寺院本來の使命に目覺めてなされたものではなかつた点に、寺院の性格を三轉させる因子を含んでゐた。元來、教界及び寺院内の大衆を秩序づけるものは、彼等の智徳と年藹とであり、僧綱の任命は「年藹智徳乃次第乃隨仁」よるを原則とし朝野群載十二、興福寺の別當においては、諸大寺の例によらず氏人藤原氏の簡定によつたのであつたが延喜式、矢張り年藹智徳を先としたことが、前の別當表からうかがはれる。かくて教界は、俗界と異つて「無四海之權、猥作一山之長」となることが出來たのである。

天元三年中、從つて俗界において九世紀に、先づ藤原氏の他氏排擠が進み、官職の獨占化の傾向があらはれると、紀氏伴氏佐伯氏等の舊族―下層貴族に顛落したこれらの舊族の教界への轉向が始まり、十世紀に藤原氏の中でも北家を除く他の支流が官界に下積みされるやうになると、彼等藤原氏の末流の教界への轉向が始まつた。この傾向を平田俊春氏の作成された天台座主・興福寺別當及び三會講師の出自表を借りて示せば同氏著「平安時代の研究」第一部一、八頁所載の表の條裁を若干改めた

巨藤原師輔（九條右丞相）の第十男、母を雅子内親王とし、師良源が永觀三年入滅したあとをうけて、寛和元年（A.D. 985）に第十九代の座主になつたものである。時に年四十三歳二十八であつて、師良源の五十五歳の任命に比べて十歳も若く、他の座主に比べれば更に二十年前後の早任である。これは師良源が、「大師再來」と稱せられるほど叡山中興に成功した背景が、藤原師輔との提携にあつたことによるもので、師輔の子息が前例のない若さで座主になつたのも、良源の政治的意圖を推察せしめる。この点、平安末に文覺上人が神護寺のために定めた置文四十五箇條の一に、貴賤を簡ぶべからざる事を定めて、

右末代惡世之僧徒、偏貪著名聞利養、故不顧佛法之道理、不用大師之教訓、或以種姓高貴之人定主、或以

衣食豐饒之輩仰上、○神護寺文書

とのべたその萌芽ともみられるのであつて、こゝに教界内部の政治的性格は、俗界における政治的情勢と關聯をもつこととなり、とくに十一世紀における貴種の寺院進出は、その傾向を強くして、入寺せる子弟は、父兄の俗界における政治的權威によつて有する特權を寺院内に通用せしめることゝなつた。一切平等たるべき教界内に、不平等の階級的身分差がもちこまれることゝなつたのである。

然し寺院が貴種子弟の入寺を歓迎した今一つの理由は、彼等の入寺を媒介として寺領を増大するのが常であつた点にある。彼等は、入寺によつて出世間の生涯に入つたとはいへ、俗界にある遺産分配權を放棄したのではない。却つて出世間の境涯にある故を以つて、少からぬ所領財産の讓與を受けるのが常であり、本寺はそれによつて寺領を増した。かやうな寺領は、その貴種の僧が歿した後においても、彼が住んでゐた院家

が相續管領したのである。

院家とは、貴種或は良家の子弟を住侶とする子院である。院家のうち貴種のもの住房をとくに門跡と稱した。飛鳥奈良時代の寺院は、七堂伽藍と稱する宏壯な堂舎は建てられたが、僧侶の住むべき住坊は、いわゆる三面僧坊と稱する長屋式の狭隘なものにすぎなかつた。然るに天武八年(A.D. 680)十月「凡諸僧尼者常住寺内、以護三寶、然或及老、或患病、其永臥狹房、久苦老病者、進止不便、淨地亦穢、是以自今以後、各就親族及篤信者、而立二二舍屋于間處、老者養身、病者服藥」と定めて、寺院内外の間處に住屋を建て、老を養ひ病を治することをみとめた書紀。これが後に發展して寺院の内外に經營される住僧の獨立住坊としての子院となつたのである。既に文武四年三月に歿した道照は、入唐歸朝後、元興寺の東南隅に、別に禪院を建て、住すとみえるが續日本紀、この風習が一般的となつたのは九世紀から十世紀頃である。興福寺でも、住坊としての子院は十世紀から急速に發達したのであつて、第十四代別當空晴(A.D. 949補)が喜多院を創して住んだものが、興福寺別當次第に「興福寺諸院の始たるに依つて本院と號す」とははれてゐる。しかもその前代の平源は新院を開き、空晴と同じ頃の興福寺僧延珍僧都は轉經院を創めた。(延珍の遺領として轉經院には伊賀大和の國境に薦生牧があつた東大寺文書(平安遺文卷一ノ二七一—二七七號)。第十五代延空は西塔院に住み、第十六代安秀は新院に、第十七代定昭は一乘院を創き、第十八代眞喜は喜多院に、第十九代定澄は中院に、第二十代林懷は喜多院にと、各代の別當は何れも寺内の子院に住み、師資相承して一子院に數代の別當が住むものもあり、新たに子院を開く別當もあつた。かうして鎌倉時代に入る頃には、院家四十八ヶ所をかぞへ、興福寺院家傳に

は、

松林院	修南院	東北院	東院	西南院	光明院	東門院	東林院
法雲院	佛地院	淨名院	教恩院	三藏院	中院	中南院	東光院
修學坊	尊光院	松洞院	北戒壇院	來迎院	理趣院	孝恩院	禪光院
新院	淨法院	勝願院	福恩院	竹林院	轉經院	慈恩院	教林院
安養院	西轉經院	西院	春光院	松南院	修禪院	唐院	西塔院

の四十院をあげてゐる。これにはなほ二三の有力な院家を漏してゐるが、これを以ても當寺院家のおひたしさを窺ふに不足しない。この外になほ學侶六方衆と稱する凡僧の止住する院坊が、院家におとらず多數發生しつゝあつた。而してこれら多數の院家・坊院の中、俗界の政治的權威を背後にもつ貴種の子弟を迎へたものが、次第に有力となり、平安末、十二世紀頃からは、一乘院と大乘院に代々藤氏長者の子弟が入院し、その出身の故を以て特に有力となつて門跡と稱し、寺の別當職は門跡が獨占することゝなつた。ほゞ鎌倉中期以降十三・四世紀のことである。それと共に門跡は、別當職の管領すべき寺門領及び春日社領は言ふまでもなく、各院家をも、この兩門跡の何れかに分屬管領するに至つた。その各院家も亦各々莫大な寺領を有するのであつて、すでに莊園經濟も末期である室町時代においてすら、大乘院門徒として中興せられた佛地院には、河内國山田庄務職・越前國坪江郷給主職・大和國大市・高田・篠俣・新木の諸庄米が料所とせられ、松林院には越前國河口庄給主職・同檢校所方別納分・同新田等名主職・坪江檢校所方別納・攝津國武庫庄・

山道庄檢校職・富松庄・春木庄・大和國小矢部庄・外河庄・楠本庄・福智庄・小山戸庄・田口庄の得分などが付與せられたと永島氏は指摘し、これによつてその盛時を推測すれば、各院家が彪大な經濟力を有してゐたことは明であるとのべられてゐる。
前掲同氏書 一六〇頁

寺院の貴族的傾向は、延暦寺でも東大寺においても、その他の寺々においても程度の差こそあれ何れも見られる時代の傾向である。たゞ興福寺の場合は、官大寺の一として公的格をおびながらも藤原氏の私寺である点において貴族化の傾向が強かつたのであつて、貴族社會における古代の同族的意識の復活は、興福寺春日社及び攝關家の三者を特異な關係におかせることとなり、彪大な寺領の成立をみるに至つたのである。

興福寺領の全貌を明らかにすることは殆んど不可能に近いが、大乘院寺社雜事記・成實堂古文書・内閣文庫文書（三箇院家抄・興福寺年中行事等）等により、永島氏の擧げられたところを参照して列擧すれば、大体次の如きものがある。同前掲書五。但しこれらの寺領が、全部同時に興福寺に屬してゐたわけではなく、その所屬時期にズレがあることは言うまでもない。

寺門領（別當渡領と神事法會修理料）

○大和國葛下郡酒吉・今窪・中村・磯野・池上・宮垣名・元林院・仁德酒司・本願莊・金剛砂御園・高尾寺・和願寺・莊別所・般若寺・野村・田井村●廣瀨郡中村・南郷・長田莊・河合郷・濟恩寺●城上郡平野莊・能邊莊・穴師莊・楢垣莊・大泉莊・小泉莊・大佛供上莊・同中莊・同下莊・小夫莊●城下郡南菴治・結崎・本佐木・吐田郷・屏風・甲斐莊・遠田・中八條・伊與戸・小揚・下長・武藏莊・唐古今在家・石見莊（佐保殿領）●黒田（同上）●十市郡池尻・東西宮・佐井莊・甲殿莊・大野郷・八條領・常戸・新木・藏莊・穗津莊●高市郡阿莊・龍蓋寺●山邊郡葉山・寒河・荒時・三昧田・河原城・中莊・良印下神宮田・田村莊・北喜殿莊・中長屋・東長原・池上・下深河莊・下狹・三箇谷●添

上郡左京條內・同五條六條通・同六條七條通・同八條九條通・法華寺領四至內・京南莊・東九條・三橋・大安寺四至內・柄莊・高橋莊・横井・山口莊・和爾莊・求馬谷・扇山・濟恩寺莊・檜莊●添下郡大臣院。秋篠莊。御散莊。今里・田中莊・小南莊・小泉莊・超昇寺間田・兵庫莊・袖河・上鳥見莊・中鳥見莊・興福院・下鳥見莊・矢田莊・瀧莊・北豐浦莊・守部・佐保殿御領(柱屋名以下四十一名)・宿院領(田數百町在之)●吉野郡龍門寺莊・龍神寺○山城國賀茂莊・瓶原莊・狛野莊・綺莊・大住莊・朝倉莊・淀關○河內國足力莊・狹山莊○和泉國谷川莊○攝津國吸田莊・河南莊・新屋莊・濱崎莊・甘舌莊・澤良宜莊・猪名莊・溝杭莊・兵庫關・神崎關・渡邊關○近江國笠莊・岡田莊・淵莊(大安寺領內)・物部莊・安吉莊・淺井莊・鯨江莊・犬上莊○丹波國三俣戶莊○播磨國吉殿莊・三箇莊○備前國小岡莊○安藝國日高莊○讚岐國藤原莊

一 乘院領

○大和國・葛下郡平田莊・當麻寺・當麻莊・放光寺・西安寺・清水別所・弘道寺・牧山上莊・牧山下莊・鈎河北莊・大西鄉・小宮・藤井莊・吉井・大西染殿●廣瀨郡長河莊・同莊別符所々・百濟莊・細井戶名・濟恩寺・平田莊內西金堂領・御館山(滿福寺云云)・池尻莊・長樂鄉・廣瀨寺・大王寺●城上郡大田莊・平野莊・備後莊・慈恩寺莊・尻江田莊・藤市莊・城嶋莊・笠莊(笠寺莊)・粟殿東莊・黑崎西莊・大泉莊●城下郡大興寺養屋・平田・坂手郷・伴堂・穗田郷・黑田・唐古今里●十市郡味間莊・淨法寺・秦樂寺・大阿彌・飯高郷・豐田・夜部莊・新賀・木原・懸養寺・山坊・興善寺・香子山莊・奥山莊・外山莊・赤尾莊・田原本・新口・興富莊・十市莊●山邊郡六條井上莊・稻葉莊・大塚莊・星河莊・二柳莊・小雲莊・能登莊・前菰莊・愛波莊・丹波莊・西田部莊・小田中莊・龍福寺・岩屋莊・長原莊・平等坊・岸田莊・根本莊・吉田莊・成願寺莊・豐井莊・井上堂・福智堂・菅田上莊・富堂莊・田村莊・伏拜莊・田尻莊・小藏莊・石井戶莊・大鹽莊・堂前莊・萬原莊・尻懸・豐井莊・下深川・服莊●添上郡和泉殿垣內・大慈山・正覺寺・波多杜新莊・南藤原・惣在廳・美濃莊・小河尻・池田莊・慈恩寺横田・不退寺横田・南淵莊・郡殿莊・中莊・白土莊・安曇田莊・楊生莊・福智上莊・同下莊・北野莊・矢田原・忍辱山・田原中莊・大平尾・誓多林莊・切山莊・小

楊生・狹河南莊・同北莊・贊河莊・樺田莊・桶原・成身院(同散郷)・興原寄人・善根寺(同散郷)・山影領・神田莊・
興田莊●添下郡平松・疋田・池内・西京・興法寺・鷹山莊・菅原莊・滿願寺・松尾・超昇寺莊・守部・清澄新莊・兵
庫莊・池田莊●平群郡長安寺・菅田北莊・下目安・笠目・今國府・立野下莊・持光寺・神屋・神南染殿・四手原三ヶ
郷・水氷・安明寺・生馬莊●高市郡梨子莊・定林寺・東喜殿莊・西喜殿莊・畔莊・小畔莊・明王院・安倍山・中曾司
染殿・大窪寺・飛太郷・檜前導弘寺・益田郷・宇那手新堂・大壺・根成柿・吉田郷・傳隨・平田郷・今井・壹岐別所
上補坂・八木郷・小鷲莊・畑莊・槻本・越智郷・車木・箸喰莊・楢本・矢田郷・吳原・南法花寺・藥水・西田井●葛
・郡大口郷・大炊郷・寺田莊・鼻打・宮戸・池田●忍海郡脇田莊・辻郷・藁郷・花梨子・永富莊●宇陀郡西山莊(大
后寺領)○山城國西院・木津莊・長河莊・吉田莊・菱河莊・左衛門督御領・桂殿御領○攝津國安井莊○伊勢國益田莊
○志摩國賀茂莊○美濃國神野莊・揖斐莊○下野國仲村莊○越前國木田莊○備前國家浦莊○陸奥日島津莊○菅笠座・案
麵座・布座・藥座・檜物師座・土器座・桶結座・銅細工座・唐笠張座・草履座・塗師座・漆座・檜皮葺座・コモノ座
・曲川廻座・八木油座・矢木中買座・木津材木座・木津糟麴座・木津塩座○大覺寺・大后寺・福基寺・國福寺・金勝
寺(近江)・法林寺・放光寺・西安寺・藤福寺・長樂寺・正覺寺・松尾寺・安明寺・菅原寺・西林寺(河内)・安養寺・
中川成身院・西小田原淨瑠璃寺・鳴河善根寺・忍辱山・大慈山・桃尾龍福寺・伏見菩提寺・四恩院・明王院・鹿山・
不退寺・當麻寺・高尾・向谷・神童寺(山城)・壹坂寺・玉花院・寶積院・花林院・理越院

大 乘 院 領

○大和國葛下郡尺度莊・笛堂・豊田中村・大昌莊・磯野郷・興田西・田井村・小宮・浦司・豊國莊・曾禰●廣瀨郡長
林寺・池部・穴脇・新治・蓮光寺・在田莊井關名・中村・長樂寺●城上郡長岳寺散郷・柳本莊・藤福寺散郷・羽津里
井莊・大市莊・出雲莊・草河莊・楊本莊・江裏莊・興田南莊・豊前莊・院入莊・小大田莊・平等寺・野寄莊・河合
莊・長谷寺・脇本莊・觀音寺・黑崎莊・栗殿・民司莊・若狹莊・和田莊●城下郡備前莊・佐竹莊・糸井莊・南八條・
藏堂田部川・池野邊莊・常樂寺・小林・唐院・森屋莊・法貴寺・石見郷・本郷・喜殿郷・武貳郷・鎰郷・稻井野・丹

波郷・奏郷・唐子郷・濟貴郷・四條野・小坂會我部莊●十市郡內善・新堂・多郷・小夜部莊・新口莊・千代莊・常葉莊・葛本莊・竹田小地・木本莊・十市小垣內・古木新莊・矢取莊・藤井莊・岩根莊・正覺寺・田原本(藤壘寺)・赤尾(佛德寺)●山邊郡長柄莊(布留郷)・勾田莊・田井莊・長屋莊・指柳莊・閑千莊・乙木莊・乙木窪・乙木竹內・礪上莊・荳生莊・內馬場・藺原莊・萩別所・內山・守目堂・中山莊・山口莊・佐保莊・上總莊・梁殿莊・六條中村莊・九條莊・河藏莊・村橋莊・六條莊・上深河莊・中萩莊・山田上下莊・針別所莊・針莊・牟山莊・朝田莊・尻押莊・南殿莊・小山戸莊・箕輪莊・助命莊・仁興上莊・同下莊・多田莊・梁田莊・向淵莊・水涌莊・長瀧莊・切幡莊・蘭生莊・瀧野莊・深野莊・南道莊・高屋莊・安養寺・木堂・白石莊・下深河・村馳・小楊生●添上郡古市・三橋莊・坂原・栢山郷・福智上莊・大地莊・倉莊・若槻莊・森本莊・神殿莊・橋院橫田莊・井土野莊(井殿莊)・中庄片岸・越田尻莊・中莊・波多莊・今林莊・延命院・楢山莊・鹿野箇・大楊生・梵禪寺山・田原莊橫田・田原大雲槍笠・田原莊樋口・窪城莊・丹生・古市地藏堂田・多地尾伏山・大宅寺山村兩郷・淨照田(上生院)・簀山・楡莊・楡垣莊・東和爾中莊●添下郡上鳥見莊・濟恩寺莊・横田本莊・伊豆莊・高田莊・新木莊・外河莊・西山莊・丹後莊・横田莊・清澄野新莊・横田新莊・七條莊・小泉莊●平群郡三井莊・今國府莊・大垣內莊・服部莊・上目安莊・下目安莊・勢野・小吉田・福田・立野上莊・同下莊・額田郡莊●高市郡五位莊・少木莊・蘇我莊・豊田村・本元興寺・妙法寺・四條・山本莊・慈明寺・東坊城野・河西莊・加留莊・加留國府・橋寺・末莊・野口莊・中吉田莊・馬場今里・南喜殿莊・城土郷・東匡寺・土橋庄・高相郷・眞下莊・寺崎●忍海郡林堂莊・柳原莊・南興田寺・丹生谷・飯依谷・佐田谷・辻子郷・十三郷●葛上郡池內南莊・十三郷・島谷戸莊・勢福寺・長福寺・二双谷・室郷・御所郷・原谷郷・互勢莊・豊浦莊・朝岡郷●稻荷戸郷普寺・本馬莊・鷲足寺・興田莊・石蓋莊●宇智郡宇野莊・阿陀佐那手・中島●宇陀郡田口關・黒岩關●山城國古河莊・木津莊內御童子田并御間田・吐師莊●攝津國西小屋莊・富松郷(生嶋)・濱郷・武庫莊・松山莊・山邊莊・鶴殿關・楠葉關○河內國法通寺莊・寬弘寺・多々羅莊・山田上下莊・宇禮志莊○和泉國中村莊・宇多莊・春木莊・谷河莊・今和泉莊○任賀國大內東莊(鹽笠目莊)○伊勢國和田莊・養生上中下莊○尾張國但馬保○近江國伊庭莊○

美濃國榑深莊○陸奥國小手保莊○若狹國耳西郷・日向浦・早瀬浦・鳥羽莊・立石莊○越前國河口莊・坪江莊○加賀國大葉莊○備中國妹尾莊○播磨國俱留見莊○美作國久米莊○魚座・網座・小袖座・紺座・布座・綿座・紙座・苧座・小物座・菓子座・蓮座・引入座・烏帽子座・菟座・大豆座・金座・桶座・鹽座・釘座・釜座・布氈座・蓑預座・大根座・矢座・鍋座・米座・鳥座・松座・菟座・炭座・符坂油座・油煙座・素麵座・番匠座（菩提山大宅寺座・奈良龍花院座）・鍛冶座・壁塗座・漆工師座・唐笠張座・結桶座・丹塗座・銅細工座・刀細工座・鑄物師座・檜物座・竹座・瓦作座・赤土器作手座・扇骨調座・細工座・巫女座・十座五ヶ所唱聞師座・蘭庭座・管笠座（攝津深江）・曾木座・鹿座（南都番條）・檜物座（田原本）・簾座（乙木）・黄皮座（布留郡）・白土器本座（西京）・同新座・赤土器座（西京）・炮礮座・鍋座（三輪下田）・高坏座・笠張座（唐笠座）・火鉢座（西京）・足駄座・塗師座・漆座・丹座・鍛冶炭座・雜紙座（五位庄十三座・山座）・柴座・木綿座・興米座・茶座・鳥餅座・蛤座・鹽シタミ座・木村油座（攝津）・矢木油仲買座・黒味噌座・法論味噌座・糟糠座・麴座（五位莊）・餠粽座（箸塚莊）・餠座・煮雜喉座・切輪座・心太座○龍華院・禪定院・法乘院・傳教院・喜多院・長谷寺・菩提山・内山永久寺・釜口・三輪・安位寺・中山・萱尾・信貴・隨願寺・橘寺・法貴寺・正豊寺・己心寺・極樂坊・新禪院・極樂寺・竹林寺・新淨土寺・五智光院・正法寺・深樂寺・大安寺・藥師寺・傳教院・笠置寺

(四)

莊園制度が土地を領有するものであつたのに對して、封建制度は人を媒介として土地を支配するものである。興福寺は上來述べたやうな寺領の膨脹をつゞけたのであるが、平安末期の寺院鬭争には、しばしばその寺領から兵士を召集して、寺院兵力の重要な要素とするに至つた。平安末期において南都北嶺の強訴或は

寺院間の對立鬭争、或は寺院と國司との衝突に屢々武力が用ひられたのであつたが、その武力を構成したものは、いわゆる大衆ではなくて、堂衆と寺領莊園の兵士であつたことは、平田學士の指摘せられた如くである。阿氏著「平安時代の研。勿論、大衆——これは修學を專一とする僧侶で、學侶とも衆徒とも學生ともいはれるもの」所收「僧兵論」の研。勿論、大衆——これは修學を專一とする僧侶で、學侶とも衆徒とも學生ともいはれるものであるが、大衆自身も兵杖を持し威武をかがやかしたものがあつたけれども、彼等は寧ろ寺院兵力の引率者であつて、兵力構成の主要分子ではない。その始め土地の領有を目的とした莊園領主の莊園支配も、十一世紀頃にはこの土地支配を媒介として莊民支配に及び、莊民が領主のために中央に上京して勞役に服するやうになつたのであつたが、興福寺や延暦寺の如くに近接地域に多くの莊園をもつ領主にあつてはとくにその傾向が甚しかつたと推測される。よく引用される例ではあるが、醍醐寺雜事記に、

一 寺家宿直兵士事 座主大僧都元一御時始
三寶院守護也

正月	牛原南庄	二月	同庄	三月	牛原南庄	四月	同庄	五月	河内庄	六月	中夾庄	七月	中夾庄	八月	同庄
九月	曾根庄	十月	同	十一月	自朔日十五箇日牛原北庄下司 自十六日十五ヶ日牛原南庄下司	十二月	自朔日六ヶ日中夾庄下司 自七日八ヶ日柏原庄下司 自十七日七ヶ日大野木下司 自廿二日九ヶ日曾根庄下司								

右各兵士五人、限永代可勤仕之狀所定如件、

一 高藏宿直事

上寺領小野在家毎夜二人勤之、

件宿直自往古勤仕之、而中比無沙汰之間不勤、仍大僧都御房元——(海)任先例興立、所令勤仕也、廿三番定

之了、于時仁平元年十月十三日也、

とあるのは、平時においても寺院が兵士を莊園から召して、寺家の守護に當らせてゐたことを物語るものであり、天曆四年の東大寺の封戸莊園并寺用帳に、綿の用途を記して、

八屯諸庄々守衣料東莞原二人、春日庄一人、標本庄一人、長尾庄一人、村尾庄一人、猪名庄一人、

とあるのも東南院文書(平安遣、文卷一ノ二五二號)

庄倉守護の兵士に支給する綿を記したものであらう。かやうな莊園の兵士

は、一旦本寺の急あるときは、直ちに召集されて、武力の主体となることは當然であらう。永久元年四月清水寺のことに關連して延曆寺と興福寺が相争うたが、永久元年記所收の重隆記四月十四日の條に、

南都衆徒蜂起敢不休云々、金峯山吉野軍兵大和國土民庄民携弓箭之輩皆以相從、不知幾萬、件武士若參洛者可處重料之由雖被下長者宣、不承引欺、

とみえ、また同記所引中右記六月九日の條には、

興福寺衆徒參洛之間、自公家所禦遣軍兵、爲彼寺俗兵多被傷害、是則大和國并金峯山寺所領住人等所爲也、宜仰檢非違使早令追捕件輩者、

天永四年六月四日左大史小槻宿禰奉

件宣旨隨身參院之次、以實宗令奏、遣大和使檢非違使中、以誰人可遣哉、武勇輩多在彼國、仍撰定可遣事也、仰云、誓不可遣、只先披露世間、可令成怖畏也、

とあつて、南都衆徒の蜂起に大和國內の土民庄民が多數動員されてゐることが見える。承安三年多武峯をぬ

ぐつて延曆寺と興福寺が相争ひ、興福寺の東西金堂の堂衆が、多武峯の堂塔房舎を焼き拂ふたが、この事を未前に制止するため關白の使として南都に下向した日向守定長と衆徒との問答を玉葉に（承安三年六月廿七日條）

先衆徒申云、可承仰、定長云、爲止多武峯燒失事所下也、而已燒失了、於今者無由于傳長者宣、早可承衆徒申狀者、衆徒仰鼻云、依勅定有限、召進犯人了、其上多武峯全不召進其犯人、此條爲訴之上、招入山上之凶徒等於峯上、伺隙可燒失七大寺之由結構、因之堂衆并國々兵士等少々爲守護固關、而惡僧等下向散々射之、堂衆中失命者不知幾多、爲報此暴惡、堂衆等重又寄戰、自然燒拂了、是更非大衆之所爲、天之令然也、抑本寺僧等凶惡之餘、聖靈院付火、而大衆等滅消了、所令守護也、於今者此條不可争申、定被召張本等、又被召上僧綱已誨等敷、雖然一切不可令進、其故令燒多武峯之條更以無過怠也、延曆寺衆徒燒三井寺已以數ケ度、是有其罪科哉、又先年燒清水寺了、此又無其刑、何興福寺令燒多武峯、可有其咎哉云云、とあるが、この事の起りは興福寺が延曆寺末寺である多武峯領六ヶ庄を押し取り、其の上南京の僧が多武峯の墓守を打擲したといふことに始まり、興福寺側はその犯人を差し出したが、多武峯側では犯人と對決すべき墓守を出さない上、本寺の惡僧を招いて七大寺を焼き拂はうと企てたから、遂に兩者の交戦となつたのであるといふにある。こゝでも國々の兵士が動員されてゐるが、興福寺大衆は平等院や石清水八幡宮寺等にも牒を發して兵を催促したのである。前田家本興福寺牒狀 永久元年記の諸記にも明らかなやうに莊園から動員された此等の兵士は、立派に武士と稱せられるものであつた。平安末の寺院の横暴が、此等の武士を背景として行は

れた以上、この横暴を挫くためには、此等兵士の供給地たる莊園を本寺から切り離すことが必要である。承安二年多武峯をめぐる南都の横暴に、遂に南都十五大寺の莊園收公が斷行せられたのも、その武力的根源を切りとるためであることは、その宣旨にうかがはれる。

左辨官下 五畿七道諸國東海東山北陸
山陰山陽大宰府

應早没入東大興福元興藥師大安西大新藥師天后不退法花超證招提宗鏡弘福寺寺領、

右南（北）徒衆蜂起蟻集涉旬累月、嚴制頻雖降、暴逆猶無休、初燒拂多武峯之堂廟、後押留春日社之祭祀、加之發軍兵於滿寺、備凶器企參洛、已有罪科之重疊、爭遁懲庸於三章者、左大臣宣、奉勅、件寺領末寺莊園等早仰五畿七道諸國宰吏悉以没入、但於佛聖油料并恒例寺用者、付國司令宛濟者、諸國宜承知、依宣行之、以宣、

承安三年十一月十一日 大史

中辨藤原朝臣 在判

○神宮司廳本類聚
神祇本源裏文書

この宣旨は、後白河法皇の獨斷によつて發せられたものであつたが、玉葉の著者時の右大臣藤原兼實は、翌日院御所において關白基房からこの事を聞かして、

凡近代南北衆徒恣推朝務、如無皇憲、被誡之條其理可然、但此條可被懲僧徒也、專非佛之過意、聖武天皇之東大寺已下代々聖王之御願、淡海公之興福寺已下、世々賢佐之建立悉以停廢、誠非直也事也、縱雖無始終之沙汰、一旦被載宣旨之趣、後代有耻、悲哉々々、此條一切不被仰合人云々、抑我朝者偏依莊園滅亡者

也、然者神社佛寺權門勢家之領併被停廢、且逐延久之先符、且反延喜之古風者非此限、其餘又不可限南都

之諸寺事也、如何々々、○承安三年十一月十二日條

と感慨を洩らしてゐる。恐らく兼實は、十五大寺の莊園沒收を以て延喜延久之莊園停廢と同じ意味に考へたのであらうが、後白河法皇の意圖は、單に經濟的理由のみではあるまい。而も兼實が「無始終之沙汰」と推測した如く、この宣旨は、翌年正月には早くも舊に復し、「去年所沒官之末寺莊園、如舊宜爲寺領、但於惡僧并師主所領者、可付本寺」と定められた。

東大寺文書四一四十四承安四年正月十八日宣旨

かやうにして興福寺が、自己の必要に應じて屢々莊園の兵士を召集したことは、兵士自身の成長を促した。彼等が第三者から武士ともいはれ、武勇之輩とも稱せられてゐたことが示すやうに、彼等は最早や單なる莊民の賦役的負担を荷ふものではなく、成長した名主の姿を示したものである。鎌倉時代になれば、彼等の中から武士の棟梁としての將軍と封建的關係を結ばうとするものも生ずるのも亦當然であらう。建治三年(A.D. 1277)には、興福寺僧綱大法師等の決議として、寺領内の莊民が關東御家人となることを禁じて、「當國の住人は昔より伽藍の奴婢として織介の違失なし。而るに由緒なくして名を御家人に假り、その威を慕つて寺社に敵對す。奇恠に存じ、甚だ不當なり」とのべてゐる。

春日神社文書

興福寺としてもかやうな莊民の武士化を放任したわけではない。寧ろこれを自己の、寺院直屬の組織に再編成することに成功したのである。

國民及び衆徒と稱する特殊な組織がこれである。

衆徒は大和國內の寺領内の名主層から成るものであつて、平常は國中に分散し、その中の二十人が選ばれ

て寺中に居住し、四ヶ年を任期として、官符とも號する寺務・權別當・三綱の被官人となつて官符衆徒と稱して寺門社頭の警備・南都七郷以下國中の檢斷に當つた圓頂の武士である。國民は、春日社神人の一部であつて、春日社領興福寺領に勸請せられた春日社末社の神主職を有すると共に、社領寺領の莊官ともなつて、衆徒と等しく莊園の下司職・公文職・給主職などに任じて、年貢を滯納する農民や寺家に對する犯過人の追捕にあたり、本寺に緩急あるときは、その兵力の中樞となる。十三世紀から十四世紀にかける興福寺の勢力は、専ら彼等によつて支へられたのであつた。一乘院と大乘院が十三世紀になつて興福寺の院家寺領を分割管領するに及んで、衆徒國民も、それぞれその何れかの被官となり、その手足となつて武功をはげんだ。他の莊園諸領主が、武士の勃興のために衰退の一路をたどつたのに對して、興福寺のみが、中世を通じて大和守護職を稱して、幕府から一指も大和國內にふれさせ得なかつたのは、正しくこの特殊な莊民の組織化の成功にあつたとも言ひ得る。大乘院寺社雜事記康正三年(A.D. 1451)四月廿七日の條に記されてゐる兩門跡方の衆徒・國民の名簿を示せば、次の通りである。

	一 乘 院 方	大 乘 院 方
衆	筒井・龍田・山田・山田戌亥・井戸・菅田・襟原・小南・高橋・杉本東・六條・岸田・唐院・秋篠尾崎・同前・鷹山奥・小泉次郎・池田下	古市・小泉・同尾崎・香條・丹後庄・松立院・知足院・彌田・同室・見塔院・法花寺奥・瓜生・北院・大安寺向・箕田・奄治辰巳・鳥見福
徒	司・郡殿東下司・同西下司・寺前下司・木津執行	西・今市新・森本・山村・椿井・窪城・辻子・豊田・荻別所・福智堂・井上・長谷寺執行

國 民

越智・布施・萬歳・箸尾・高田・阿・片阿・細
井戸・金剛寺・佐味・中村・嶋・桐谷・曾歩々
々・平群新・蒙殿庄屋・養川下司・御陵・超昇
寺下司・吹田・同豊田・島屋・子島・宇賀尾・
箸尾大門・阿・今井・萬歳南・同北井

十市・八田・楢原・十市新賀・立野・同吉井・
同松阿・俱志羅・目安・出雲庄西下司・同中下
司・同兵庫・同松田・吉備楊本・南郷・小林・
三嶋・窪・牟山・三谷・深河・辰市堀・長谷川
一黨上・下・糸井庄家・山田